

「審議のまとめ」に対する意見

日本教育学会

1. 「改革の方向性」について

現代社会において学校教育が担うことを求められている役割とその意義を踏まえ、「学び続ける教員」を学校と教育委員会と大学との連携・協働により支援するための改革が必要であるという基本的な考え方には賛成である。

この考え方からすると、教員が大学院で学ぶことの必要を覚えた時にはいつでもそのための機会が開かれていることが望ましく、修士レベル化という場合の学修方式はできるだけ多様であるべきである。この点は既に本学会として「審議経過報告」に対する意見のなかで明確に申し述べたところである。

「審議のまとめ」では、修士レベル化を進めるにあたり、教職大学院、修士課程（教員養成系と教員養成系以外の両方）、及びこれらの内容に類する学修プログラム（教育委員会と大学との連携・協働により運営するプログラム、教職特別課程、履修証明プログラムなど）の複数の方策を組み合わせるという方向性を行っている。さらに、学士課程修了レベルの「基礎免許状（仮称）」と修士レベルでの学修を経て授与される「一般免許状（仮称）」との関係について、採用との関係から3つの類型を示し、「それぞれにメリット、デメリットがあり、地域の実情に応じた、様々な試行の積み重ねが必要である」（10頁）としている。

修士レベルにおける教員の多様な学びの機会を保障するという観点から、修士レベル化を複数の方策を組み合わせるという方向性は支持できる。他方、上記3類型のいずれにおいても、「一般免許状（仮称）」の取得が教員採用ないしは任用継続の資格条件とされているように見えることに対しては懸念を抱かざるを得ない。

本学会としては、資格としての「免許状（ライセンス）」と高度な専門性の「証明書（サーティフィケート）」は明確に区別すべきであり、「一般免許状（仮称）」及び「専門免許状（仮称）」は「証明書」として位置づけることが望

ましいと考える。「一般免許状（仮称）」を教員採用ないしは任用継続の資格条件とすると、取得できる免許状の種類が「基礎免許状（仮称）」に限定される大学が教員養成からの撤退を余儀なくされ、開放制原則の放棄につながるものが危惧される。特に中等教育段階において教員の量的・質的確保がなされてきたことや、多様な人材を集めることができるなどのメリットを持つ開放制原則は今後も維持されるべきである。

また、採用時に求められる免許状の種類あるいは採用後に「一般免許状（仮称）」の取得が求められる時期に地域によって違いがあれば、教員志望者の質・量的な偏りや都道府県を超えた教員の流動性に対する障壁を生むことにもなり、ひいては教育の機会均等の観点から問題となりうる。

本学会としては、「審議のまとめ」が、「大学における教員養成」及び「開放制の教員養成」の原則を基本的に尊重しつつ、教員養成の高度化・実質化を進めるという立場を表明していることに留意し、教員免許制度の改革については、その立場からの慎重な審議の継続を求める。なお、教職の高度専門職化を推進するにあたっては、それに相応しい職務の在り方の実現や社会的地位（給与などの処遇面を含む）の改善が同時に行われるべきであることも強調したい。

2. 「当面の改善方策」について

(1) 大学・大学院における教員養成の改善について

「審議のまとめ」では、全学的な教員養成体制及び大学と教育委員会との連携のもと、教科に関する科目と教職に関する科目の架橋、理論と実践の往還を図り、大学における教員養成カリキュラムを改善すべきであるとしている。専門家教育カリキュラムの中核は理論と実践の統合に求められるのであり、この改善の基本的方向性は支持できるものである。

しかし、上記のとおり修士レベル化は多様なアプローチによって推進されるべきであり、国立教員養成系修士課程の教職大学院への移行などの教職大学院の拡充については慎重であるべきである。近年、教職大学院だけではなく、教

職大学院を持たない大学のなかにも、教職の専門性基準（プロフェッショナル・スタンダード）の確立と教員養成カリキュラムの改善に先導的役割を果たしているものがある。教員養成の全体的な質の向上を実現するためには、教職大学院だけでなく、教員養成系大学及び一般大学・総合大学にも、責任ある教員養成モデルの確立と実施を求めるとともに、そのために必要な支援が行われるべきである。「学部・研究科や大学を超えた、様々なレベルでの柔軟かつ多様な連携」（17 頁）も、まず個々の大学が責任を持って教職の高度専門職化とそのための教員養成教育を推進することが前提となる。

また、教職課程認定及び事後的評価による質保証の仕組みについても、専門家教育に相応しい教員養成カリキュラムを創造的に構築する大学の自主性と責任の強化に資するものとなるよう、その在り方の見直しがなされるべきである。現状では、過度に細部にわたってチェックを行う形式面での厳格化が進んでおり、各大学が教員養成に対する自主性と責任を持ちにくくさせていることは、既に「審議経過報告」に対する意見で申し述べたとおりである。

教員養成教育の担当者（ティーチャー・エデュケーター）の養成の在り方についての問題提起は重要であり、新たな学位創設の可能性も含めて、本学会としても研究を深めていきたい。

（2）現職教育の改善について

国や任命権者が行う教員研修については、学校現場の研修・研究課題とのミスマッチなど、様々な課題のあることが夙に指摘されており、大学との連携・協働を推進し、教職の高度専門職化に資するものとするため改善を図る必要がある。また、教員の現職教育としては校内研究・研修及び自主研修が特に効果的であることから、国や任命権者が行う研修も校内研究・研修とリンクさせて実施する方策を講じるとともに、校内研究・研修及び自主研修を活性化させるための条件整備（「審議のまとめ」でも述べられている「現職教員が学びやすい環境整備」（20 頁）のほか、多忙化の解消、予算措置等）が積極的に実施されなくてはならない。

「一般免許状（仮称）」「専門免許状（仮称）」を高度の専門性の「証明書（サーティフィケート）」と位置づけたうえで、国や任免権者が実施する研修をこれらの「証明書」取得のために単位化することは考えられる。

管理職の資質能力向上は、現職教員の重要な課題である。近年、教育学関連学会（日本教育経営学会）でも、学校管理職の専門職基準と教育プログラムの研究開発を進めており、その成果を踏まえて、校長会や教頭会などの職能団体、教員団体、文部科学省、教育委員会、大学、学会等の協働により、学校管理職の資質能力向上に資する現職教育を推進する必要がある。

(3) その他

「社会の中の多様なルートから教職を志すことができる」（22 頁）ことは必要だが、そのための特別免許状制度や特別非常勤講師制度の安易な利用は、教職の高度化と矛盾する。むしろ、大学院レベルの多様な教員養成の門戸を広く開放することで対応すべきである。

教員の特別支援教育に関する専門性の向上は急務である。特別支援学校教諭免許状の取得率向上とともに、すべての教員が養成教育と現職教育を通じてインクルージョン教育についての理解及び一定の知識・技能を持てるようにすべきである。

「審議のまとめ」では言及されていないが、幼稚園教諭及び保育士の専門性向上と勤務条件及び社会的地位の向上も喫緊の課題である。就学前教育・保育制度の改革と並行して取り組む必要がある。

本学会として、既に「審議経過報告」に対する意見で申し述べたとおり、教員養成カリキュラムの現行法令の規定では、たとえばジェンダー平等のような次世代を担う子ども、若者の教育において重要となる視点が弱い。早急な対応・改善を改めて求めたい。